

〈 不妊治療費助成制度について 〉

不妊治療を受けているご夫婦に対して、医療保険が適用されない治療費の一部を助成します。

対象者

1. 医療保険各法における加入者である方
2. 婚姻の届をしている夫婦で、申請日以前に夫婦の一方又は双方が、1年以上栃木市に住民登録している方
3. 市税を滞納していない方

対象となる治療

国内の医療機関における不妊治療で、医師により必要と認められた検査費および診療費が対象となります。

補助金額

健康保険法による保険診療外の治療費のうちすでに支払った治療費の2分の1の額で、1年度15万円を限度とします。（文書料や入院時の室料・食事代は除く）

但し、平成28年4月1日以降に開始した治療に限ります。平成28年3月31日までに開始した治療は、1年度10万円を限度とします。

また、栃木県特定不妊治療費助成制度等の対象となる場合は、治療費から給付対象額を控除し計算します。（給付対象となる場合は、給付を受けない場合でも控除します。）

持参するもの

1. 不妊治療費助成申請書
2. 領収書（原本をお持ちください。確認印を押印してお返しいたします。）
3. 認印
4. 申請者の通帳
5. ご夫婦の保険証のコピー
6. 県の『不妊に悩む方への特定治療支援事業支給決定通知書』のコピー
7. 夫婦の一方が栃木市以外に住民登録をされている場合は、法律上夫婦であることが証明できるもの（戸籍謄本等）

申請期限

治療が終了した日（医師が証明した治療期間の最終日）の属する年度もしくは翌年度に申請できますが、ご申請（ご提出）いただいた年度での取扱いとなります。

また申請は1年度につき1回とし、ひとりのお子さんをもうけるために、通算5回を限度とします。（合併前に申請を行った回数も含めます。）